

JAB RL200:2018 第17版 認定を受けるための手順及び権利と義務（4月23日パブコメ版の案）に対するコメント

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正 等、×：不採用)
1	田島 洋介	5.1.2.2 d)	下 か ら 6 行 目	T	文言：「測定器」について、	「(対象) 測定器」を、「(対象) 設備」にする。さらに可能ならば、「対象設備・器具」にする。 (理由) 17025では、equipmentを「設備」と訳しており、RL355（「認定の基準」についての指針—化学試験—）では、equipmentを「装置・器具」と訳しているため。	○
2	奈良広一	5.9.1.2 e)	P19, 12	T	内部校正がある場合の手順書を試験機関にしか求めています。が、APLACのevaluationの指摘からすると、むしろ試験所のサーベイランスで徹底的に内部校正を審査する必要があるのでは、	(校正機関のみ)の表現を削除する。	× 理由：実際の運用上で校正機関については手順書を追加要求することがほとんどなので事前提出を要求しています。試験所については追加要求することがほとんどないので事前提出を要求していません。
3	奈良広一			G	内部校正はその校正がたとえばJCSSで認定されていれば、トレーサビリティ体系図に記載されていれば手順書の提出は無用だと思います。	どこに手を付けばうまくいくのか、良い案が生まれませんでした。 内部校正の定義をどこかに書き、分離して認定済の内部校正の場合とそうでない場合があることをそこに書いて、分離して認定されていない内部校正とでもすればいいかもしれませんが、読みづらくな	△ 理由：内部校正の定義を3.16項に追加しました。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正 等、×：不採用)
						りそうでいい案とは思いませんでした。	
4	(公財)日本適合性認定協会 永田麻理子	4.7.1 項	6 行 目	T	JAB RL200:2018 第 16 版にて ISO/IEC 17025 : 2017 選択肢 B についての本協会の方針「選択肢 B であることを認定範囲に明示し」を追加したが、同手順は認定機関に対する要求事項 (ISO/IEC 17011 : 2017) において規定されておらず、また ILAC-MRA 内においても事例が見当たらない。 上記により、本協会においては選択肢 B であることを認定範囲には明示しないこととする。	「選択肢 B であることを認定範囲に明示し」を削除する	○

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。